

- ▶ **居住する地域における交流活動の推進**
 幼児・児童生徒が自分の住んでいる地域の一員として豊かに生きていくことができるよう、地域の人々や通学区にある学校等の同年代の子どもたちとの交流活動を推進します。
-
- ④ **教育と保健・医療・福祉・労働等との連携の充実**
- ▶ **乳幼児期から卒業後までの教育相談体制の充実**
 教育と保健・医療・福祉・労働等が一体となって、3歳未満の乳幼児を含む早期から学校卒業後まで、障害のある子どもやその保護者等に対する相談及び支援体制の充実に努めます。
 - ▶ **医療的ケア支援体制の充実**
 障害の重度・重複化に対応するため、保健・医療・福祉機関と連携を図り、盲・聾・養護学校への保健・医療スタッフの配置や医療器具等の整備など、医療的ケア支援体制の充実に努めます。

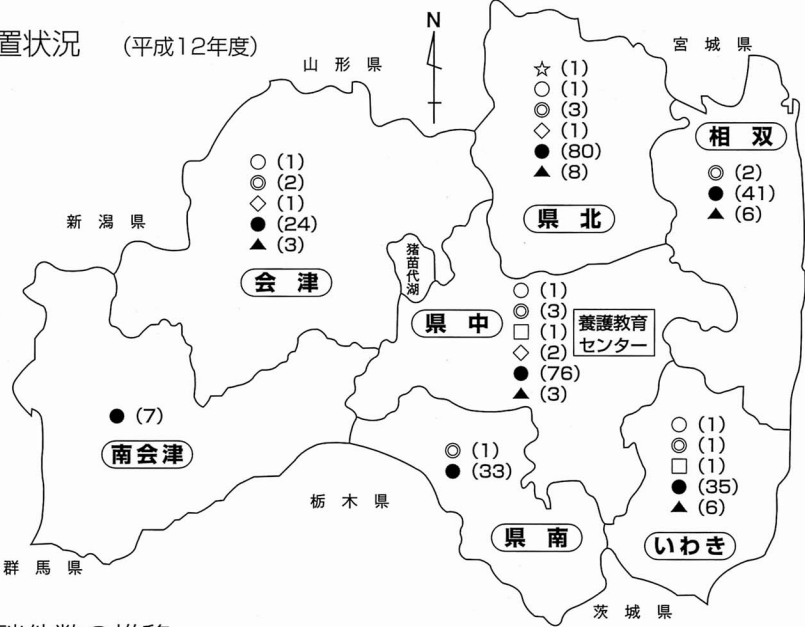
語注

(第5節 障害のある子どもたちが自立し社会参加する)

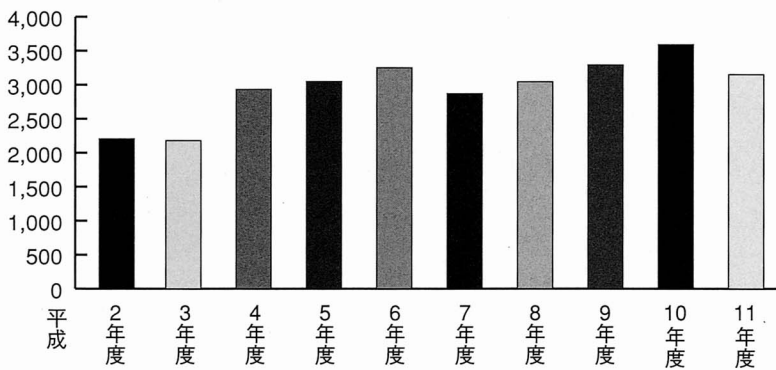
通級指導教室 小・中学校の通常の学級で学んでいる障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害に応じた指導を受ける場を言う。

◆ **養護教育関係機関・学校の配置状況 (平成12年度)**

- ☆ 盲学校
- 聾学校
- ◎ 知的障害養護学校
- 肢体不自由養護学校
- ◇ 病弱養護学校
- 特殊学級 (小・中合計の学級数)
- ▲ 通級指導教室 (小・中合計の学級数)



◆ **障害児等を対象とした教育相談件数の推移**



<養護教育センター調べ：件数は来所相談、地域相談室相談、巡回就学相談の延べ件数を表す>